

景 観 審 第 1 号

平成26年10月6日

大阪府知事 松井 一郎 様

大 阪 府 景 観 審 議 会

会 長 鳴 海 邦 碩

官公署等における屋外広告物のあり方について（答申）

平成25年12月5日付け建企第1915号で諮問のあった標記について、審議の結果、以下のとおり答申します。

1 答申にあたって

大阪府では、制定当初の昭和 24 年度から大阪府屋外広告物条例により、官公署、学校、研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台又は記念塔の敷地内で広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない禁止区域に指定し、良好な景観形成・風致維持、危害防止を目的に屋外広告物の規制を行ってこられた。

一方、公共団体等が有する施設について、屋外広告物の掲出に係る社会的認識や規制緩和についての考え方が大きく変化してきている。

いわゆるネーミングライツ事業が多くの公共施設において採用され、又、官公署等での広告掲出の需要が高まっていることから、平成 25 年 12 月 5 日に大阪府知事から官公署等における屋外広告物のあり方についての諮問を受けた。

諮問を受け大阪府景観審議会としては、民間施設との規制内容についてアンバランスが生まれていることや、官民が一体となってまちなみ景観を形成するという観点から、官公署等で屋外広告物を禁止する妥当性と、公物管理としての性格を有する施設に求められる公共性について審議を行い、このたび答申をまとめた。

審議経過は以下のとおりである。

平成25年12月5日 大阪府景観審議会 諮問

平成26年1月28日 大阪府景観審議会屋外広告物部会 審議

平成26年3月14日 大阪府景観審議会屋外広告物部会 審議

平成26年5月27日 大阪府景観審議会 中間報告

2 答申

- (1) 社会経済情勢の変化や、規制緩和としての取り組みを進めていくため、大阪府屋外広告物条例第4条第1項第8号で規定されている官公署等の敷地内を、同項で規定する禁止区域から解除すべきである。
- (2) 屋外広告物を設置するにあたり、施設管理者が、各施設の個別事情に応じて、一定の公共性を確保するための指針となる以下のような誘導の仕組みを構築すべきである。
 - ア 不適切な屋外広告物が掲出されないようにするため、排除すべき広告主や広告業者、広告内容を示すとともに、一定のデザインを担保するための事務手続きを示した「事務取扱指針」の策定
 - イ 良好な屋外広告物に誘導するため、掲出する際の配慮規定やモデル事例を提示した「屋外広告物誘導ガイドライン」の作成
- (3) 施設管理者が景観上、デザイン面や色彩面の妥当性の判断に悩む事例に直面することも想定されるので、第三者的な立場の者に意見を聞くことが可能な体制づくりをすべきである。